

令和 8 年第 6 回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和 8 年 5 月 2 6 日（火）

午後 1 時 3 0 分開会

開催日時	令和 8 年 5 月 2 6 日	開会 閉会	1 時 3 0 分 2 時 1 0 分	
場 所	第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室			
出席委員	教 育 長	大熊 雅士	委 員	佐島 規
	教育長職務 代理者	浅野 智彦	委 員	穂坂 英明
	委 員	小山田佳代		
欠席委員				
説明のため出席した者の職氏 名	学校教育部長	大澤 秀典	指導主事	上島 響
	生涯学習部長	平野 純也	生涯学習課長	濱松 俊彦
	庶務課長	内野 敦史	図書館長	三浦 真
	学務課長	笹栗 秀亮	公民館長	鈴木 茂哉
	指導室長	平田 勇治		
	統括指導主事	西尾 崇	庶務課庶務係長	小平 文洋
傍聴者 人 数	2 人			

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	代処第 1 4 号	小金井市学校運営協議会委員の解嘱に関する代理処理について
第 3	議案第 2 4 号	小金井市学校運営協議会委員の委嘱について
第 4	議案第 2 5 号	小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
第 5	報 告 事 項	1 令和 7 年度小金井市立小・中学校の不登校児童・生徒数について
		2 中学校合唱鑑賞教室について
		3 その他
		4 今後の日程

開会 午後１時３０分

大熊教育長 ただいまから令和８年第６回小金井市教育委員会定例会を開会します。

では、日程の第１、会議録署名委員の指名についてです。

本日の会議録署名委員は、穂坂委員と浅野教育長職務代理者をお願いいたします。

(委員一同異議なく、上記２名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程の第２、代処第１４号、小金井市学校運営協議会委員の解嘱に関する代理処理についてを議題といたします。

提案理由について説明をお願いします。

大澤学校 それでは、提案理由につきまして御説明申し上げます。

教育部長 本件につきましては、学校運営協議会委員の解嘱手続を行う必要が生じましたが、教育委員会の議決すべき事項であり、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったことから、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第４条第１項の規定に基づき、代理処理をしましたことにつきまして、同条第２項の規定により、その承認を求めるものでございます。

細部につきましては指導室長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

平田指導室長 細部について御説明いたします。

小金井市学校運営協議会に関する規則第９条に基づき委員の任期は２年間となっておりますが、令和８年５月１５日付けで保育園園長の退職に伴い、同日付けで解嘱の代理処理を行いました。

本件につきまして、別紙小金井市学校運営協議会解嘱者一覧のとおり御報告いたします。

大熊教育長 事務局の説明が終わりました。

何か質問、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。以上で質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。代処第１４号、小金井市学校運営

協議会委員の解嘱に関する代理処理については、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認めます。本件については、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程の第3、議案第24号、小金井市学校運営協議会委員の委嘱について提出するものであります。

提案理由について説明をお願いします。

大澤学校 それでは、提案理由につきまして御説明申し上げます。

教育部長 本件につきましては、南中学校の欠員の補充に伴いまして、学校運営協議会委員の委嘱手続を行う必要が生じたことから、提出するものでございます。

細部につきましては指導室長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

平田指導室長 細部について御説明いたします。

先ほど退職に伴う学校運営協議会委員解嘱の代理処理について御報告申し上げたところでございます。これに伴い、南中学校における委員の欠員補充として後任となる新たな委員が推薦されました。お手元の資料のとおり、新たに学校運営協議会委員を選定いたしましたので、御報告申し上げます。

なお、当該委員の任期は、規則に基づき令和8年5月27日から令和9年3月31日までとなります。

大熊教育長 事務局の説明が終わりました。

何か質問、御意見はございませんか。

よろしいでしょうか。以上で質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第24号、小金井市学校運営協議会委員の委嘱については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認めます。本件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程の第４、議案第２５号、小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について提出するものであります。

提案理由について説明をお願いいたします。

平野生涯 それでは、提案理由につきまして御説明申し上げます。

学習部長 本件につきましては、小金井市公民館において使用料を徴収することに伴い、規定を整備する必要があることから、提出するものでございます。

細部につきましては担当館長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

鈴木公民館長 それでは、細部について御説明いたします。

議案第２５号資料、新旧対照表を御覧ください。第２条は、本年９月からの使用料の導入に伴い、公民館の各部屋の臨時的な使用において使用団体登録を不要とする規定を整備するものでございます。

第４条の２は、宿泊使用に係る規定を整備するものでございます。

第７条の２は、公民館使用の際、券売機で使用券を購入する旨の規定の新設、第７条の３は、条例において使用料を無料と規定している社会教育関係団体及び福祉団体の規定の新設、第７条の４は、条例に規定する使用料の減額または免除に関する規定の新設、第７条の５は使用料還付に関する規定を新設するものでございます。

第１１条は、公民館内にございます老人福祉施設に関する規定の整備となります。

規則の改正については以上となります。

なお、資料にはございませんが、使用料の導入に伴い、公民館の使用に当たってのルールや予約時の注意事項及び使用料の支払い方法等についてをまとめた公民館利用の手引を現在作成中でございます。この手引に係る利用者向けの説明会を６月２２日月曜日から７月１１日土曜日までの間、公民館各館で２回ずつ、計１０回行う予定でございます。このことにつきましては、６月１日号市報、市ホームページ等で周知を行うとともに、令和８年６月１１日の市

議会厚生文教委員会に報告する予定でございます。

公民館といたしましては、引き続き 9 月からの使用料の導入が円滑に進むよう準備を進めてまいります。

大熊教育長 事務局の説明が終わりました。
何か質問、御意見はございませんか。

浅野教育長 団体登録の進み具合について伺いたいのですけれども、これまで
職務代理者 使ってこられたような方々は、順調に団体登録をされているところ
でしょうか。

鈴木公民館長 今まで、公民館使用登録団体として公民館をお使いいただいでいて、新たに社会教育関係団体の登録ということでよろしいでしょうか。そちらのほうは、生涯学習課のほうに登録していただく必要があるのですが、生涯学習課のほうから聞いておりますところ、今までで数団体が新たに社会教育関係団体として登録を済ませたというふうに聞いているところでございます。

浅野教育長 ありがとうございます。有料化に伴って公民館が一層有効活用されるということが本来の趣旨だと思いますので、そういったことがこれから先きちんと保障されていくことを望みます。どうぞよろしくお願いいたします。

大熊教育長 ほかにございますか。

小山田委員 質問ですが、こちらには記載はないのですが、団体登録したという方々としてない方々とで、実際に予約したり、そういったところで違いがどの程度あるのかというのを伺いたいのですが。

鈴木公民館長 公民館の使用団体登録を済ませていただいている団体さんについてと、生涯学習課で社会教育関係団体の登録を済ませていただいている団体さん、こちらは使用料が半額でお使いいただける、あるいは無料でお使いいただけるという違いはあるのですが、予約の時期につきましては特に差は設けてございません。約 3 か月前からの予約ということで統一させていただいております。

また、公民館の使用登録団体としての手続を済ませていない団体の方々についても、公民館はお使いいただけるということで、原則使用予定日の1か月前からの受付ということで、2か月ほど差をつけさせていただいているという状況になっています。

小山田委員 仕方ない部分もいろいろあるかと思うのですが、どちらにしても3か月前からしか受付できないということなので、団体の方々が定期的に使いたいと思っても、3か月前にならないと予約ができない状況があるかと思います。また、登録を済ませていないという団体は1か月前の直近であるため、団体で予約ができるのかなというのはやや心配するところです。これまでもこの規約でやっていらっしゃると思うのですが、例えば半年前から受け付けられるとか、今後、そういった変更をするような予定等はお考えでしょうか。

鈴木公民館長 今回、使用料の導入ということが、まず今まで我々として大きな課題となっていたというところでございまして、半年前からの予約への変更などにつきましては、今後、運用を重ねていく中で見直すことも一定考えていく必要があるのかなと認識しているところでございます。

小山田委員 有料化になることで、予約の時期など利用者もいろいろと考えられることもあるかと思い、質問いたしました。が、今後もいろいろな面から御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

大熊教育長 よろしいですか。
私から一つだけ。今、一番気になっているのは、相当な金額を取って、月謝のような形で徴収していて、公民館を使っている団体が見受けられるのですが、そのような団体は今後どうなっていくのでしょうか。

鈴木公民館長 月謝を取って、公民館をお使いいただくという団体については、今、教育長がおっしゃいましたように、確かに確認がされているところでございます。しかしながら、社会通念上の部分が大きいかと思うのですが、幾ら以上といったようなことで、現在、明確に線引きをしているわけではございませんので、作成しております

利用者向けの手引の中で、そういった部分についてもしっかりと明記して、著しく高額な月謝を取ることに關しましては釘を刺していくといえますか、そういったことは注意喚起をしながら運用していきたいというふうに考えております。

大熊教育長 各公民館を回って、掲載されているチラシを見ていくと、一番高かったのが月6,000円徴収している団体がありました。6,000円は高額ではないかと思います。いろいろなところで提案されている三多摩TEEより、公民館の使用は無料であり、各団体が公民館を使うときに有料化するのには絶対に駄目だという意見があります。その辺を考えていかないと駄目だろうなど。私どもとしては、しっかりとした公民館活動は無料としていくわけですから、三多摩TEEはしっかり守っている。それに準ずるものはある程度料金を頂く。全く公民館活動ではない活動に関しては、使用料はしっかりと頂く。そういうすみ分けができるのではないかなというふうに思うのです。今までの使用実績もありますので、その辺のところをすぐに変えていくというのは非常に難しいとは思いますが、だんだんと御理解いただくということは必要なのではないかなというふうに思います。

また、もう一つ気になっている点があり、いわゆる登録団体の人たちが、無料だからといって複数の部屋を予約し、予約していたにもかかわらず使用されなかったということが散見されておりますが、そういうときにはどのような形で対応されるか教えていただけますか。

鈴木公民館長 現在も、無断キャンセルとか、必要以上に大きい部屋を予約して少人数で使っているといったような団体が散見されているといったような状況がございます。先ほど申し上げましたとおり、現在、作成しております利用者向けの手引の中で、改めてそういったことについてはお控えいただきたいということを明記させていただいて、今後、そういった事態が改まらないようであれば、一定のペナルティーを課さざるを得ない、検討せざるを得ないということで、現在、対応策を考えているところでございます。

大熊教育長 公民館が市民のために活用されるようになるためには、無料だけ

らといって複数の部屋を予約したり、無断キャンセルをするということは、市民の有効活用を阻害するものだと思いますので、何らかの形で対応策を検討していくということも必要だと思います。しかし、長年この形でやってきているものですから、そういうことを市民の方々にも理解していただき、その上で、しっかりとした規則をつくっていくことが大切だと思います。私どもが一方的にやるのではなくて、公民館をこれからどうやって使っていこうかという、市民の声を生かしながら公民館の有効活用ができればいいかなと、そんなふうに思っています。

さらにもう一点、公民館を活用している年代が高いという点があります。無料であるならば、中高生は、もっと使うようになると思っています。その辺を周知していき、子どもたちが自分たちで何かを計画したり、何かイベントをつくったりするいうときに、公民館を使う動きが広がっていけば、若者が集う公民館になると思います。貫井北センターは既に子ども達でいっぱいですよ。子どもたちが部屋を実際に使って、自分たちで何か計画を立てたり、話し合いの場をつくるなんていうこともできるようになったら素晴らしいなと思います。このあたり、小山田委員はどう思われますか。

小山田委員

おっしゃっていただいているとおりですが、やはり企画実行委員会の皆様も年齢的に高齢で、委員会の集まる時間は平日の午前中が多いかなと思います。そうすると、どうしても働いている方とか、学校に行っている子ども達は集まらない時間であると思います。中学生、高校生や、働いている方とかも一緒に公民館を盛り上げていけるような会議の時間や曜日など、皆さんが集まりやすいような時間を設定していただければと思います。みんなで集まっていろいろな話し合いができるような公民館となれば、地域の学びの拠点ともなるので、全年齢、全世代に均等に使ってもらえるような公民館を目指していただけたらと、この機会に手引に書いていただいたりして、ぜひよろしくお願いします。

大熊教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第25号、小金井市公民館条

例施行規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 御異議なしと認めます。本件については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程の第5、報告事項を議題といたします。

順次担当から説明願います。

初めに、報告事項1、令和7年度小金井市立小・中学校の不登校児童・生徒数について報告願います。

上島指導主事 令和7年度小金井市立小・中学校の不登校等児童・生徒数について報告します。

報告資料1を御覧ください。令和7年度小金井市立小学校における不登校児童数は161人でした。また、中学校における不登校生徒数は178人でした。令和6年度からの推移を見ますと、小金井市においては、小学校では9名、中学校では6名の増加が見られました。

学校が不登校児童・生徒について把握した事実としては、小学校では、学校生活に対してやる気が出ないの割合が多く、次いで生活リズムの不調や不安、抑鬱、学業の不振等の割合が高い傾向にありました。中学校では不安、抑鬱、学校生活に対してやる気が出ない、生活リズムの不調、学業の不振や頻繁な宿題の未提出など多岐にわたっております。

指導室といたしましては、今年度、東中学校に開設したチャレンジクラスを安定的に運営するとともに、全校で実施できることとなった校内教育支援センターの充実を目指しながら、引き続き、児童・生徒個人指導ファイルの活用推進、教育相談所ともくせい教室の連携の充実、市立中学校5校を巡回する不登校対応巡回教員による支援の充実、各学校の不登校支援コーディネーターによる不登校対策委員会における不登校支援についての研修などの取組等を継続していきます。

また、不登校児童・生徒について把握した事実を分析すると、児童・生徒の不登校の実態が多様化していることから、もくせい教室

や校内教育支援センター、チャレンジクラス、ICTの活用など多様な学びの場の充実などの取組を継続していきます。その他に、不登校に関する教員研修の開催、東京都VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業）への参加などを行い、不登校児童・生徒に対する多様な支援の充実についても継続してまいります。

報告は以上です。

大熊教育長

ただいまの報告に関して何か質問等はございますか。

佐島委員

御報告ありがとうございました。小金井市は本当に様々な不登校に対する施策を行っていただいているので、そのことについて本当にありがたいなというふうに思っているのですが、こうやって数字が出てきて、人数が増えてきております。出現率にしても、小学校は1クラスに1人弱、中学校でいうと1クラスに3人弱は不登校のお子さんがいるというカウントになるので、決して少ない人数ではないなというふうに思っているところです。

今後、東京都や全国の値も出てきて、そちらのほうもまた増えていくということも考えられるのですが、それとは別に小金井市としてさらなる改善に向けていく必要があるなというふうに思っております。先ほど指導主事から、様々な取組を継続していくというお話がありましたけれども、各学校の取組、学校ごとのデータというのも上がってきているのではないかなと思うのですが、そういう中で改善が進んでいる学校というのはどういう取組をしているのかとか、学校としてどういうふうに取り組んでいるのかとかという、そういったデータの推移とともに、取組との関連性というのを分析して、こういう取組が効果的であるというものがあれば、ぜひ市全体に広めていくことによって、さらなる改善が図ればなというふうに思っているところです。その辺のところもまた今後お考えいただけるとありがたいなというふうに思いました。

大熊教育長

その辺どうでしょうか。学校ごとに不登校の児童・生徒の出現率には差があるのでしょうか。

上島指導主事

令和6年度と比較すると、学校ごとに増えている学校、減っている学校というのは、出現率には差が見られると思います。その要因

も、比較する子どもたちが違うので、お答えが難しいです。

しかし、取組といたしましては、小金井市はデジタルシチズンシップ教育というものを大切にしておりまして、学校によっては一人1台端末の利用の時間帯など、ＩＣＴ機器の使い方について、健康に使えるように、学校が全校朝会などを活用して訴えることで生活リズムを整えるように促しております。

また、校長先生、副校長先生が毎朝、正門に立って子どもたちの様子を見ているのですが、保護者の方などと一緒に登校された子どもを見かけた際には、保護者等とコミュニケーションを取ることで、その不安を少しずつ家庭からも解消していく、そういった様々な取組をしております。

今、佐島委員がお話しいただきましたが、よい取組等につきましては、学校にしっかり共有して、市全体で底上げしていきたいなというふうに感じております。

大熊教育長 次回以降の教育委員会で結構ですので、学校名を明らかにせず、学校ごとにどのくらい差があるのか、出現率が少ない学校はどういう要因があるのか、取組を紹介するような資料などは提出できますか。

上島指導主事 提出内容を調整の上、提出できるものについては、資料提出いたします。

大熊教育長 ということでよろしいでしょうか。

佐島委員 はい、お願いします。

大熊教育長 各学校の取組のよさを広めるというのは一ついいことだと思いますので。
ほかにございますか。

小山田委員 病気や健康面が損なわれているということが、不登校などの一つの原因にもなりうるかと思いますが、何かお感じになっていることがあれば、お聞かせいただけたらと思うのですが。

上島指導主事 学校のほうへの聞き取りで上がってきたことで、大きく2つの要因があったと思うのですが、一つは、大きな行事に関わるもので、一定程度不安を持っている児童・生徒さんが、それに対する不安感がどうしても拭えないという时期的な、お休みが固まってしまうというケースがありました。

もう1点は、本市には多様な学びの場があることで、逆に言うと、学校の魅力よりも自分にはもっと別の場所のほう合っているのではないかというケースも散見されているので、また、学校の魅力がより伝わるように教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えております。

小山田委員 ありがとうございます。穂坂委員にも伺いたいしたいのですが、医療現場でも何かお感じになっていることがあれば、お聞かせいただけたらと思うのですが。

穂坂委員 私は前原小学校の校医をしていますけれども、正確な人数は分かってないのですが、時々、父兄、ないしはおじいさん、おばあさんに連れてこられる児童・生徒がぼつりぼつりといらっしゃいます。我々でいう不定愁訴ということで、お腹が痛かったり、学校に行つてすぐ吐き気があって帰ってきてしまったりと、症状としてはその都度異なるお子さんがいらっしゃいます。ただ、そういう方に本当に病気があるのかと考えると、大方は器質的な病気はないと思います。まれに、小学校の頃に大腸にポリープがいっぱいできるお子さんがいまして、それは人の名前がついている症候群なのですが、典型的な外観で所見があったことから、東京都立小児総合医療センターにお願いして検査していただき、発覚したというケースはありました。それが原因なのか、その後、中学校でもなかなか学校になじめないようでした。小山田委員へのお答えにはなっていないかもしれませんが、最近の多種多様の情報過多というのも一つ要因にあるのかなと思っております。

大熊教育長 よろしいですか。

では、私のほうから。本当に一生懸命頑張ってきたつもりだったのですが、不登校の数は若干ですけど、増えてしまいました。東

京都、国がどういうふうになるのかというのは今年の9月以降に発表されると思うのですけれども、本市でこういうふうに人数が増えたのが、細かく分析して、どういう変化があったのかというのは少し教えてもらえませんか。

上島指導主事 今、御報告した不登校児童・生徒数は量的には増えているということになりますけれども、先ほど穂坂委員からもお話がありましたが、病的なものだとか、複合的に絡まっているものもありまして、そういうのを合わせた長期欠席の児童数の割合に関しましては、人数が令和6年度は小学校257名だったところが、令和7年度は210名と減少しております。また、中学校は長期欠席児童・生徒数が令和6年度205名だったところが、令和7年度は187名となっております。

また、細かく数字のほうを分析いたしますと、不登校児童・生徒のうち年間を通じて1日も登校できなかった子どもの数というのが、令和6年度は10名いたところ、令和7年度は4名へと減少しているというところもあります。

また、小学校1、2年生の不登校者数について確認してみますと、令和6年度は小学校1、2年生の不登校者数が35名だったところが、令和7年度には15名へと半減しているということも質的なよさというか、部分としては見えてくるかなというふうに思っております。

今、全体の数として増えているのが年間で50日から90日ほどの欠席者というところですので、次は、しっかりとそこに対してのアプローチをしていければなというふうに考えております。

大熊教育長 つまり、本市の不登校の児童・生徒数は増えているのですが、長期にわたり不登校の子は減っている。今の年間50日から90日ぐらい、つまり、週に1日か2日休んでしまう子の数が増えているということになります。

上島指導主事 お見込みのとおりです。そこが微増となっております。

大熊教育長 不登校というと、学校にずっと来ないというふうに思われてしまうかもしれませんが、年間35週ですので、週に1回休めばもう不

登校になりますし、2日休んでしまえば70日ということになってしまいます。でも、よく考えてみると、5日間のうち3日は来ているわけです。そういう子の不登校がどちらかというと増えているということになります。それに対する対応策は今後考えていかなければならないということですね。さっき言ったように、全欠席が少なくなってきたということは、何らかの形で学校と連絡が取れているというふうに考えることもできるので、そういうことがプラス面として考えております。その点では、そのプラスの面をさらに広めていくということが重要ではないかなというふうに考えます。

数値は増えているものの、実態を細かく見てみると、プラスに考えられる面も増えております。長期欠席児童というのは何も関係なく、病気、経済的理由、不登校、その他という分類がありますが、長期欠席児童の187人のうち、本市は178人を不登校としてカウントしており、病気、経済的理由、その他にはほとんどカウントしておりません。小学校は若干多いですけど。なので、休んだ子どもたちを不登校として扱って対応しているということだけは事実ですので、この辺の数字はこれからも見ていきたいな、そんなふうに思います。

よろしいでしょうか。

以上で報告事項1を終了します。

次に、報告事項2、中学校合唱鑑賞教室について報告願います。

上島指導主事 中学校合唱鑑賞教室について報告します。

今年度中学校合唱鑑賞教室は5月12日火曜日午後2時から午後3時30分まで、武蔵野市民文化会館大ホールで開催しました。この合唱鑑賞教室には、市立中学校5校の2年生が集まり、二期会合唱団による合唱を鑑賞しました。第1部は明るく軽快なリズム、デンツァ作曲『フニクリ・フニクラ』から始まり、滝廉太郎作曲『花』を女性二部合唱で、また、同滝廉太郎作曲の『箱根八里』を男性四部合唱で鑑賞するなど、様々な楽曲を楽しむとともに、歌唱の違いについても楽しむことができる演目となっておりました。

第2部では、『夢の世界を』を生徒全員で合唱し、歌うときの姿勢や発声のポイントなどを二期会の方に教えていただいた後、全員合唱を行いました。プロの声楽家が生徒のいるフロアまで下り、隣で一緒に歌う場面や、いただいたアドバイスを生かし、楽しそうに歌

唱する姿勢が見られました。各校で2学期に予定されている合唱コンクールでその成果を発揮してくれることを期待します。

第3部ではオペラ『カルメン』を鑑賞いたしました。本物のオペラに触れるとともに、幕間にナレーションを入れるなど工夫をいただいたことで、次はどのようなだろうかと次の展開を予想し、楽しみながら鑑賞していました。

今回の中学校合唱鑑賞教室では、二期会合唱団の歌声を間近で聞くという貴重な経験を通じて、音楽を愛する心情や豊かな情操を育むことができたと考えております。また、観賞態度、公共の場でのマナーについての指導も行き届いておりました。

報告は以上です。

大熊教育長

ただいまの報告に関して何か質問等ございますか。

それだけいいものだと見たくなりますよね。今のを聞いてみると、二期会の人が隣にいたときに子どもたちがどんな様子で歌っているのかというのはちょっと聞いてみたいなと思いました。5校全校ですので、すごいことになっているのではないかなと思います。もしよかったら、来年は事前に日程を教えてくださいですね。

上島指導主事

分かりました。

大熊教育長

よろしくお願いします。委員の皆様も予定が合えば、是非どうぞ。

以上で、報告事項2を終了いたします。

次に、報告事項3、その他です。学校教育部から報告があれば発言願います。

大澤学校
教育部長

特にございません。

大熊教育長

次に、生涯学習部から報告があれば発言願います。

平野生涯
学習部長

特にございません。

大熊教育長

以上で報告事項3を終了いたします。

次に、報告事項の４、今後の日程についてですが、詳細については配付の資料のとおりとなります。日程について何か質問等はございますか。

私は、あさってから関東甲信越静教育委員会連合会総会に行つてまいります。

他はよろしいでしょうか。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和８年第６回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後２時１０分